

事 務 連 絡
平成20年 4 月 1 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

中国産飴菓子の取扱いについて

標記については、平成19年8月3日付けで連絡し、ホルムアルデヒドに係る検査実績のない場合にあっては、輸入者に対して自主検査の実施を指導するようお願いしていたところですが、これまでの検査実績を踏まえ、今後は通常の監視体制とすることとしたので、御了知願います。

なお、平成19年8月3日付け事務連絡は、本事務連絡をもって廃止します。